

鶴見川水系河川整備計画・鶴見川流域水害対策計画
策定に係るご意見について

意見集約結果

平成17年5月20日に国土交通大臣により鶴見川水系河川整備基本方針が策定され、これを受けて、関東地方整備局と東京都、神奈川県、横浜市は共同で、鶴見川水系河川整備計画を策定することとしています。また、平成17年4月1日に鶴見川が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定され、これを受けて、特定都市河川流域内の河川管理者と下水道管理者、地方公共団体の7者（関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市、稲城市）合同で、鶴見川流域水害対策計画を策定することとしています。

策定にあたって、学識経験者の意見を聴くために、平成18年7月14日に鶴見川流域水委員会を開催しました。

一方、流域住民の意見を聴くために、平成18年9月1日に両計画の原案を京浜河川事務所、各自治体での閲覧とホームページにより公表し、手紙、FAX、電子メールによる意見募集を行いました。さらに住民説明会を開催する等、様々な手法を用いて流域住民の皆様からご意見を伺いました。

これらを通じまして、数多くのご意見をいただきました。誠にありがとうございました。いただきましたご意見を両計画に反映しました。

皆様から頂いたご意見の内、「いい計画だ」「この案に賛成する」等のご意見を除き、各事項に分類し、同様の意見を集約のうえ、回答させていただきます。

（氏名等の個人情報及び誹謗中傷のご意見の公表は差し控えさせていただきます）

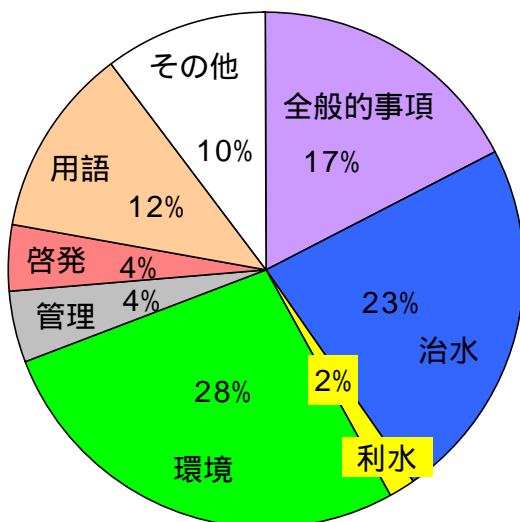
鶴見川両計画に対する住民意見の内訳

意見総数：326件（94人）

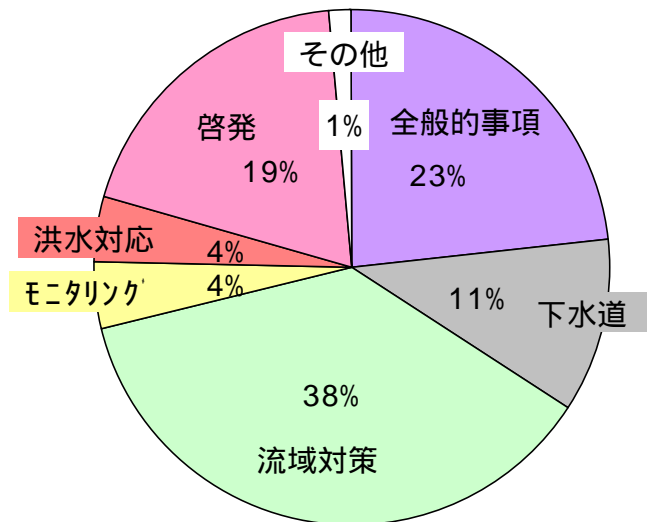
鶴見川水系河川整備計画・・・253件

鶴見川流域水害対策計画・・・73件

鶴見川水系河川整備計画意見内訳分析



鶴見川流域水害対策計画意見内訳分析



意見聴取方法

閲覧（以下の24箇所で実施：平成18年9月1日～平成18年10月2日）

国土交通省 京浜河川事務所 総務課PR室
国土交通省 京浜河川事務所 流域センター（遊水地管理センター2階）
国土交通省 京浜河川事務所 鶴見出張所
東京都 建設局 河川部 計画課（第二本庁舎22階）
東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画課（第二本庁舎22階）
東京都 南多摩東部建設事務所 工事課（町田合同庁舎4階）
神奈川県庁 県政情報センター（第2分庁舎1階）
神奈川県 横浜治水事務所 河川第一課（横浜西合同庁舎2階）
神奈川県 川崎治水事務所 工務課
横浜市役所 環境創造局 事業調整課 河川計画担当（関内中央ビル5階）
鶴見区役所 区政推進課 広報相談係（1階2番窓口）
神奈川区役所 区政推進課 広報相談係（5階503番窓口）
港北区役所 区政推進課 広報相談係（1階1番窓口）
緑区役所 区政推進課 広報相談係（1階1番窓口）
青葉区役所 区政推進課 広報相談係（1階1番窓口）
都筑区役所 区政推進課 広報相談係（1階1番窓口）
川崎市役所 建設局土木建設部河川課（第3庁舎11階）
幸区役所 総務企画課（3階）
中原区役所 総務企画課（2階）
高津区役所 総務企画課（2階）
宮前区役所 総務企画課（1階）
麻生区役所 総務企画課（2階）
町田市役所 下水道部 下水道総務課（成瀬クリーンセンター新館2階）
稲城市役所 都市建設部 管理課（3階）

住民説明会（以下の3箇所で開催）

実施日	場所	参加者数
平成18年9月19日(火)	港北区公会堂 ホール	約170人
平成18年9月20日(水)	町田市民ホール 第4会議室	約70人
平成18年9月21日(木)	鶴見会館 高砂の間	約120人
計		約360人

防災キャラバン*

実施日	場所	参加者数
平成 18 年 9 月 1 日(金)	港北区あすなろ会館	26 人
平成 18 年 9 月 25 日(月)	港北区太尾会館	22 人
平成 18 年 9 月 25 日(月)	鶴見区本町 2 丁目会館	55 人
平成 18 年 9 月 27 日(水)	港北区菊名北町町内会館	9 人
平成 18 年 9 月 30 日(土)	港北区中之久保会館	9 人
平成 18 年 9 月 30 日(土)	港北区西部町内会館	12 人
平成 18 年 9 月 30 日(土)	港北区樽町公民館	12 人
平成 18 年 9 月 30 日(土)	港北区日吉地区連合町内会	11 人
平成 18 年 9 月 30 日(土)	港北区小机東町内会館	12 人
平成 18 年 9 月 30 日(土)	港北区大曽根会館	22 人
計		190 人

説明会等の開催案内

自治体広報誌

新聞折込・・・平成 18 年 9 月 01 日（約 80 万枚）

新聞掲載・・・平成 18 年 9 月 14 日（神奈川新聞）

テレビ放映・・・平成 18 年 9 月 05 日～（YOU テレビ）

*防災キャラバン

鶴見川水系のうち国土交通省管理区間が位置している横浜市鶴見区・港北区において開催した風水害に関する説明会。説明者は京浜河川事務所・横浜市・区役所・土木事務所・消防署。連合自治会の集会等を会場とし、参加者は自治会長等。

鶴見区においては、上記以外にも 10 月～2 月にかけて、引き続き 13 回の防災キャラバンを開催。

鶴見川水系河川整備計画に対する意見等

1. 計画（目標）に関するもの

(意見 1 - 1)

国土交通省管理区間と都県市管理区間で対象降雨が異なるのは何故か？
統一すべきではないのか？

水系の整備目標降雨は、流域内における社会的重要性、上下流本支川のバランス、想定される被害の大きさ等を考慮するとともに、河川・下水道の既存計画の計画降雨、現状の整備水準などを踏まえ、目標期間内（今回の計画では30年間）における対策施設の実現可能性にも考慮し設定する必要があります。

下流部の国土交通省管理区間では上流部と各支川からの洪水が集中すること、地盤高が低いことによる氾濫エリアが大きいなどの特徴があり、戦後最大の被害があった昭和33年狩野川台風規模の降雨（343mm/2日）を当面の目標とし、東京都・神奈川県・横浜市の各管理区間については、下流部や他の河川との整合を踏まえ時間雨量約60mm（1/10）の降雨を当面の目標としています。（P40）

(意見 1 - 2)

近年、時間雨量100mm以上の降雨が発生するなど、豪雨が頻発している。それに対して目標降雨が小さい。もっと大きな降雨を目標とすべきだ。

長期的な計画である鶴見川水系河川基本方針では流域平均降雨405mm/2日を対象として整備を行います。中期的な計画である河川整備計画は今後30年間での整備を行っていくものですが、現在の対象の目標降雨での整備が完了すれば、その時点での地域の状況、河川の状況、整備の手法等を踏まえ次の整備水準にあげていくものです。よって現在、中期的な目標としては大臣管理区間（国土交通省管理区間）ではS33年の戦後最大の降雨を対象とし、指定区間（都県市管理区間）については時間雨量約60mm（1/10）の降雨を当面の目標としています。（P40）

(意見 1 - 3)

具体的なスケジュールはどうなっているのか。

整備計画は30年間での概ねの整備メニューを記載しております。その中での具体的なスケジュールは、各関係機関との調整等を行い進めていくものであり、また予算、地域の状況等によって変わります。

治水事業の大まかなスケジュールとしては、洪水流量を安全に流すため鶴見川本川下流部における河道断面の確保を優先し実施していく予定です。

(意見 1 - 4)

1級河川以外の河川の計画はどうなっているのですか。

この河川整備計画、流域水害対策計画では準用河川や普通河川は除いておりますが、

必要に応じて各河川管理者が別途計画を定めます。

2. ゾーニングに関するもの

(意見 2 - 1)

ゾーニングについては何故、高水敷だけを対象としているのか。

鶴見川の高水敷は利用形態が様々であり、秩序ある利用のためにはゾーンによる区別が必要なため、対象を高水敷としております。水面は特に利用形態が多様でないことから、現時点ではゾーニングの対象としておりません。(P 4 5)

3. 河道整備に関するもの

(意見 3 - 1)

河道管理の面からも適切な草木・土砂の管理をして欲しい。

河道内の樹木、土砂については、動植物の生息・生育の場及び川らしい景観を形成していますが、治水上支障となる箇所については、災害防止の観点から必要に応じて撤去していきます。(P 7 7)

(意見 3 - 2)

河道掘削は自然環境に配慮して実施して下さい。

河道断面確保のための河道掘削については、治水効果や生物生息環境等を総合的に判断し設定します。極力、高水敷や干潟を残すような計画にしていきます。

(P 5 1)

(意見 3 - 3)

河道掘削を実施後に断面を維持できるのですか。

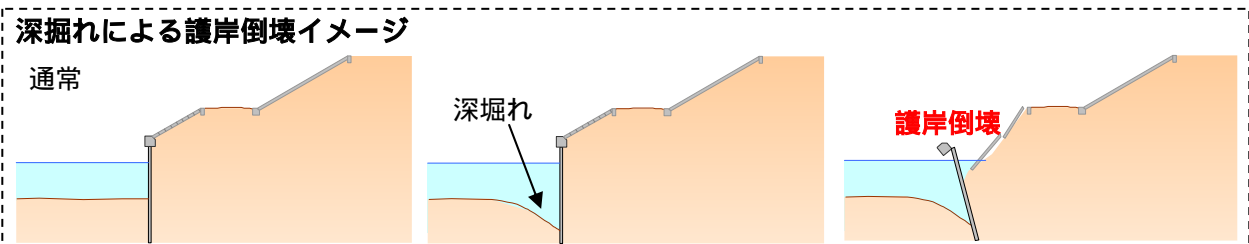
河道掘削したあとの河道断面の確保は維持するよう実施後のモニタリングを行い状況の把握を行うとともに適正な維持管理を実施できるよう行っていきます。

(P 5 1 ・ P 7 7)

(意見 3 - 4)

深掘れ対策とは、どんな対策をするのですか。

流水(川の水の流れ)の状況により堤防や護岸の際が深く掘れてしまい、これらの河川管理施設が崩壊や倒壊等の危険性のある箇所において、深く掘れた場所を根固め等の工事で、堤防、護岸等を防護していく対策の事です。(P 5 2)



(意見 3 - 5)

地震対策については、どの程度の地震で堤防は壊れるのでしょうか。

堤防は基本的に土でできているため、どの程度の地震で壊れるのか一概にはいえません。地震と洪水が同時に発生する可能性(確率)が比較的低いため、限られた予算の中で先んじて堤防整備を進めてきました。仮に地震で崩壊した場合、早急に復旧を行うことでの対応が基本となっていますが、今後は二次的な浸水被害の恐れがある箇所を選定を行い、必要に応じ耐震性能の確保を順次行っていきます。(P 41・P 53)

(意見 3 - 6)

防災拠点の整備を実施して欲しい。

大臣管理区間では、佃野地先(河口から 3.6km 付近右岸)で整備済みであり、その他にも末広町地先、駒岡地先、太尾町地先が計画されています。防災拠点の整備にあたっては、関係機関と調整・連携して順次実施していきます。(P 53・P 54)

4. 多目的遊水地に関するもの

(意見 4 - 1)

PCB対策(調査)を実施して遊水地容量を早急に確保して欲しい。

現在、多目的遊水地内に一時的に保管してあるPCB汚染土については、漏れ出し等がないように対策がされており、周辺土壌及び水質についても調査(年2回)を実施し、HP等で公表しております。来年度から、順次処理を実施する予定です。(P 53)

(意見 4 - 2)

遊水地の利用を環境に配慮した公園として欲しい。

多目的遊水地内の公園は、スポーツに利用される範囲と環境に配慮した範囲に分けて計画されています。

(意見 4 - 3)

公園利用者の避難等、安全確認をすべきである。

新横浜公園が遊水地内にあり、洪水時には流入する可能性がある旨の掲示や、公園利用者への安全対策を図っていますが、より一層の安全確認のため、公園管理者である横浜市と連携・調整していきます。

5. 放水路に関するもの

(意見 5 - 1)

放水路の整備を行って欲しい。

今回、策定する河川整備計画では、放水路の整備は予定しておりません。ただし、近年各地で頻発している集中豪雨等の災害を踏まえ、放水路等の抜本的な治水対策の検討

は実施していきます。

(P 5 3)

6. 平常時流量に関するもの

(意見 6 - 1)

流量回復対策とはなにをするのか。具体的に示して欲しい。

鶴見川における河川の流量は、下水処理水が流れ込んでいる区間では、平常時の流量は比較的豊かですが、下水処理水が流れ込まない本川の上流区間及び支川では昭和50年代頃の流量に比べると減少傾向にあります。そこで、河川調整池や防災調整地の雨水浸透機能を付加したり、雨水浸透施設の促進を行い地下水涵養や湧水の回復による流量回復について検討してまいります。

(P 2 4 ・ P 4 8 ・ P 5 5)

7. 水質浄化に関するもの

(意見 7 - 1)

水をきれいにするにはどういうことをするのか？具体的に示して欲しい。

有効な水質保全技術の導入や河川清掃など、下水道管理者等の関係機関や市民と連携して、水質改善を推進していきます。

(P 5 5)

(意見 7 - 2)

何故、ワースト上位の常連なのか。

水質ランキングについては次の条件での比較となっている点に留意する必要があります。

全国の1級水系での河川数は約14000河川ありますが、国土交通省管理区間の中で水質調査を2地点以上で行っている166の1級河川のみが水質ランキングの対象となっています。

鶴見川における調査対象は幹川流路延長約43kmのうち下流約17kmの国土交通省管理区間であり、比較的汚濁程度の高い下流域の4地点の(亀の子橋、大綱橋、未吉橋、臨港鶴見川橋付近) 水質データが用いられています。

水質は一般的にBODで評価しておりますが、BODはC-BODとN-BODから構成されます。C-BODは「水中の有機物の分解による酸素消費量」を表すのに対して、N-BODは「水中に含まれるアンモニア態窒素(無機物)が酸化される際に消費する酸素量」を表しています。下水の処理により、有機物汚濁のC-BODは減少しますが、処理水が多く流入する鶴見川ではBODの7割以上がN-BODとなっており、結果としてBODが引き上げられています。

よって鶴見川の水質評価をBODだけで行うのは難しく、鶴見川についてはアユ、マルタウガイなど“一般的にきれいな河川に生息する生きもの”も多く見られることから単にBODだけでなく、DO(溶存酸素)など、他の水質指標も含めて総合的に評価することが重要であると考えています。

$$BOD : 全BOD = C - BOD + N - BOD$$

- C - B O D : 有機物を微生物が分解する過程で消費される酸素量
N - B O D : アンモニア性窒素などの無機物を硝化される課程で消費される酸素量。
し尿、下水処理水の流入により、増加する。

(P 2 6 ・ P 4 2)

(意見 7 - 3)

水質の目標について水質のふれあい等級ではなく、環境基準を目標にすべきである。

本計画では、環境基準も目標としていますが、環境基準の目標項目は BOD 値だけなので、これに加え「水質のふれあい等級」による目標を設定しています。「水質のふれあい等級」は鶴見川の水質特性を考慮して設定した指標で、学識者などによる検討を踏まえて設定したものであり、環境基準に加え、「水質のふれあい等級」を目標としていきます。

(P 4 2)

(意見 7 - 4)

川の中の水遊びができる水質を目標にしていますが川の水が口に入らない、顔をつけないということでは水遊びは無理なのでは。もっときれいにしてほしい。

ここでの目標である川の中での水遊びは、浅い箇所での膝程度までの水遊びができることにしています。

水質改善に向けて努力はしていますが、川の中で泳いだり、顔を水につけたりすることを考慮した場合には、「水の安全性」を確保する必要があります。糞便性大腸菌などについて対策していく必要があります。鶴見川全川に対して糞便性大腸菌の削減対策を実施することは今のところ困難であるため、現段階では「川の中で水遊び」の達成を目標としています。

(P 4 3)

8. 河川利用に関するもの

(意見 8 - 1)

散策道・サイクリングロードを整備して欲しい。

散策道・サイクリングロードについては、地域のニーズを踏まえ河川管理用通路としての整備や歩行者、自動車の通行などを勘案しながら検討を行い、国、地方公共団体が連携し、検討していきます。

(P 5 9)

(意見 8 - 2)

河川トイレを整備して欲しい。

トイレについては、河川の利用者のニーズが大きいことを認識していますが、保守点検、衛生管理、防犯等の問題が大きく整備が難しいのが現状です。今後、関係機関と連携し検討していきます。

(意見 8 - 3)

親水施設の整備を行って欲しい。

周辺の地形及び背後地の状況等を踏まえ、関係機関及び住民と調整して検討してまいります。
(P 5 6 ~ P 6 0)

9. 環境に関するもの

(意見 9 - 1)

ヨコハマナガゴミムシを保護するための具体的な対策を示して欲しい。

ゾーン配置の中で自然保全・回復ゾーンとして、生息地を保全する方向で考えています。また、ヨコハマナガゴミムシ自体の生態については不明な所もあることから、生態の解明や保全のために必要な情報の収集整理を継続的に実施しています。
(P 5 7)

(意見 9 - 2)

外来種を駆除してください。

外来種の早期発見や駆除に努め、場所や植生繁茂・生物生息状況に応じた駆除方法、飛散防止方法の検討を行っていく予定です。具体的な対策については、今後詳細に検討し、対応していきます。
(P 8 6)

(意見 9 - 3)

魚道を整備してほしい。

河川整備を行う区間において、落差の生じる箇所については生き物の移動に配慮した整備を行います。既に整備された区間においても、水生生物の移動の妨げとなっている落差工の改良に可能な限り努めていきます。
(P 5 8)

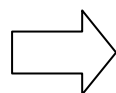
10. 景観に関するもの

(意見 1 0 - 1)

景観に配慮した整備を行って欲しい。

市街化の進んだ下流地区においても、護岸等の整備にあたっては、極力景観に配慮していきます。
(P 5 8)

(例.護岸の緑化等)



11. 河川管理に関するもの

(意見 11 - 1)

維持管理計画はいつ策定されるのか？

国土交通省管理区間の維持管理計画については、本年度内に維持管理計画（試行案）を作成する予定です。 (P 77)

(意見 11 - 2)

ごみ対策をしっかりとやって欲しい。

鶴見川では、河川愛護月間や、市民のご協力による「鶴見川クリーンアップ」を始めとした様々な河川美化活動を行っており、それらの活動を通じて、ゴミの持ち帰り運動やマナー向上の啓発を行っております。今後も関係機関と連携し、ゴミ対策に努めます。 (P 87)

(意見 11 - 3)

高水敷の利用（管理）については適切に実施して欲しい。

従来より河川法の趣旨に則り管理しておりますが、引き続き今後も適正な管理に努めていきます。 (P 87)

12. 洪水時の対応に関するもの

(意見 12 - 1)

避難勧告が早期に伝達されるようにして欲しい。

鶴見川では、綱島、亀の子橋地点の予測水位をもとに洪水予報を実施しております。わかりやすくするなど、より効果的に伝達できるよう検討していきたいと考えます。 (P 83)

13. 啓発活動に関するもの

(意見 13 - 1)

計画・整備等のアピールが不足している。

引き続きわかりやすい説明を考え、広報等積極的に実施していきます。

(意見 13 - 2)

危険性をPRすべきだ。

浸水実績・浸水想定区域の公表を行っておりますが、今後とも周知の徹底、わかりやすい資料づくりに努めていきます。

14. モニタリングに関するもの

(意見 14 - 1)

事業の進捗状況等、モニタリングは適切に行い、公表して欲しい。

モニタリングは適切に実施し、HP等で公表していきます。

15. 用語・表現に関するもの

(意見 15 - 1)

「大臣管理」区間、「指定区間」という言い方は、一般的にはわかりにくい。一般向け資料の時は(~ まで)という表記でよいのではないか。

「大臣管理区間」という表現は「国土交通省管理区間」、「指定区間」は「管理区間」に修文いたします。また ~ までという表現は本文中において具体的に施行場所を示すときなど適宜、表記します。(P39・P50)

(意見 15 - 2)

原案 P28~29 動植物の生息状況は、本川、支川毎に植物や魚類の名称が示されているが、その根拠(なぜ、その種を載せたか)がよくわからない。

生物の生息状況については、基本的に河川水辺の国勢調査等による経年的な調査データを基に、一般の種については出現頻度の高い種を掲載しています。また、支川部分については、既往文献等のデータも少ないことから、現地調査を実施した結果により記述を行っています。また、重要種については、重要なカテゴリーの高い種を中心に記述しています。(P30・P31)

(意見 15 - 2)

原案 P69 附図 I 河川調整池の位置づけは洪水調節施設ではないのか？国と県の洪水調節施設は図に入っているが、横浜市が入っていないのはなぜか？

洪水調節施設とは、河川から水が流入、貯留され下流の流量を軽減させるものに対し、河川調整池は雨水が河川へ流入する前に貯留させる施設です。横浜市の洪水調節施設(鳥山川地下調節池、梅田川遊水地)についても附図に追加記載します。(附図)

(意見 15 - 3)

原案 P47 河口の-2.0kとはどういうことか？ また、基点がわかりにくいです。

生麦旧河口を0とするの一文が必要ではないでしょうか？

河口の埋め立てに伴い、下流部に2km延びたため、-2.0kとなっています。

ご意見を踏まえ、“生麦地点(旧生麦運河付近)を基点(0k)とする。”を追加します。

(P50)

16. その他

(意見 16 - 1)

NPO等や市民協働について、連携強化を進めてください。

河川整備計画の実施にあつては連携強化を図りつつ行っていきます。

(意見 16 - 2)

河川整備計画の具体的な実施にあつては住民との連携、コミュニケーションを図り住民の意見を活かしてほしい。

河川整備計画の実施にあつては地元住民の方々に対しては、実際に事業に入る前に調整を行います。今後、整備を予定している箇所では、事業説明会や工事説明会など地域の声を聞く機会を設け、地域ニーズを十分に把握した川づくりを進めていきます。

(P 88)

(意見 16 - 3)

工事車両については通学路を避ける等の配慮をお願いしたい。

工事車両の進入ルートについては、極力、通学路を避けるようにします。やむを得ず、通学路等がルートになる場合には、安全について、充分配慮致します。

(意見 16 - 4)

鶴見川流域水マスタープランとの関係がわからなからい。

鶴見川流域水マスタープランは平成16年8月に鶴見川流域内の国都県市からなる協議会によって策定された計画で、流域全体における水循環系の健全化にかかわる諸課題をマネジメントしていく計画となります。一方、河川整備計画は法定計画として、主に河川の中での実施する整備を対象としています。したがって、河川整備計画は流域水マスタープランの中の骨格をなす一つの計画といえます。

(P 15)

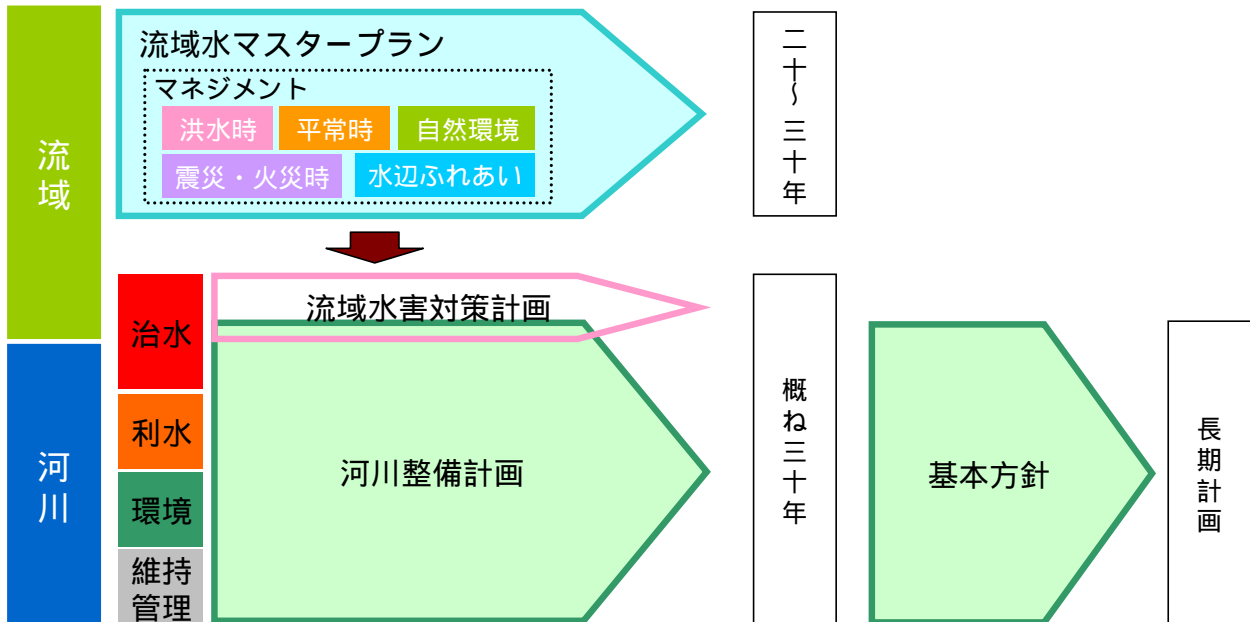
各計画の関係について

鶴見川流域水マスタープラン：流域の20～30年間に実施するマネジメント施策

河川整備基本方針：河川の長期的な整備の方針（治水、利水、環境、維持管理）

河川整備計画：河川の概ね20～30年の整備内容

流域水害対策計画：流域の概ね30年の治水に関する河川管理者、下水道管理者、自治体等の整備内容



鶴見川流域水害対策計画に対する意見等

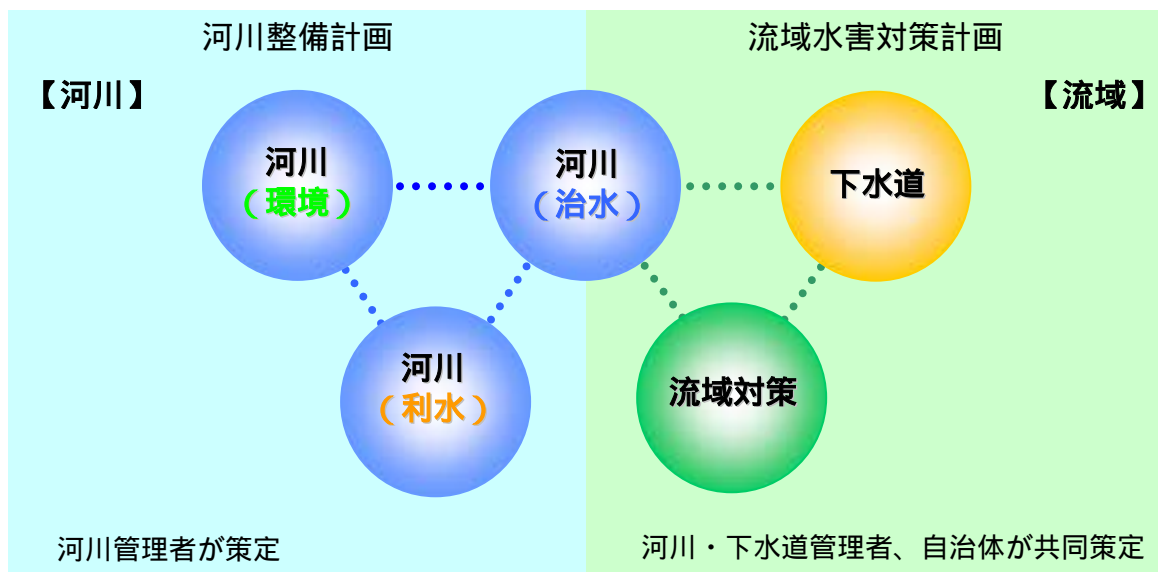
1. 計画（目標）に関するもの

(意見 1 - 1)

河川整備計画と流域水害対策計画との違いを教えてください。

河川整備計画は、河川法に基づき、河川管理者による治水・利水・環境に関する計画ですが、流域水害対策計画は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川管理者・下水道管理者・地方公共団体が共同で策定する流域内の浸水被害防止を図る計画です。

河川整備計画と流域水害対策計画の関係



(意見 1 - 2)

下水道対策の目標降雨を統一すべきだ。

土地が低くポンプで排水しなければ、河川等に排水できない区域 (= ポンプ排水区域) については、浸水被害の危険性が高いため、計画対象降雨を大きくしております。

(P 2 7)

(意見 1 - 3)

目標降雨が小さい。もっと大きな降雨を目標とすべきだ。

流域水害対策計画は今後およそ30年間で実現が可能な計画としているため、あまりに過大な降雨を目標とすることは、整備期間及び予算等の観点からも実現不可能です。計画以上の降雨が発生する可能性もありますが、被害拡大防止や被害軽減のために、防災情報の事前周知や洪水時の情報伝達体制の強化などのソフト対策を順次進めていく予定です。

今回の計画が達成できれば、次のステップとして、もっと大きな降雨への対応を行っていく事も考えられます。

(P 2 6 ・ P 2 7)

2. 河川整備に関するもの

(意見 2 - 1)

河川整備計画の治水との違いを判るようにしてほしい。

実施される内容については河川整備計画と整合をとっております。流域水害対策計画では河川整備計画のメニューのうち、主な治水対策を抜き出して記載しております。

(P 2 9)

3. 下水道整備に関するもの

(意見 3 - 1)

内水対策をもっと推進してほしい。

内水対策は、市街地中心部や過去に浸水被害があった地域を重点に整備を進めており、今後も河川の整備水準及び進捗と整合した内水対策を実施していきます。

なお、整備水準を超える降雨等に対して、雨水ますの清掃等事前の備えや土のう積み等の発災時対応など、住民の皆様の自主防災等を支援してまいります。

4. 流域対策に関するもの

(意見 4 - 1)

流域対策(防災調整池)の整備をもっと増やしてほしい。

流域対策については、これまでの、流域対策実施状況及び対策可能地域を勘案した上で設定しておりますが、今後も一層対策がされるよう企業や学校等に流域対策の整備の促進をしていきます。

(P 3 2)

(意見 4 - 2)

農地の保全をしてほしい。

水循環の健全化を図るため、また、農業が継続され市民に新鮮な農作物やふれあいの場などを提供し続けられるよう、流域内の地方公共団体と連携を図りながら積極的に保全していきます。

(意見 4 - 3)

緑地の保全をしてほしい。

緑地の保全は、流域対策の一つとしてとても重要な位置づけにあると考えており、今後、市民の皆様にもその重要性について広く PR していくとともに流域内の地方公共団体と連携を図りながら具体的に計画を進めていく予定です。

(意見 4 - 4)

調整池の保全をしっかりとやってほしい。

民間の所有する調整池については、協定に基づき確実な管理がなされるよう努めていくとともに、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、保全調整池の指定を行っていきます。また、地方公共団体が所有する調整池についても、十分な機能を発揮するよう適切な管理を行っていきます。

(意見 4 - 5)

調整池のビオトープ化をして欲しい。

周辺状況を勘案し、管理者と調整のうえ検討してまいります。

(意見 4 - 6)

住民対策（雨水浸透ます等）を促進するための措置を実施して欲しい。

住民自ら被害の最小化を図っていただくため各戸の雨水貯留や浸透施設の設置促進に必要性や効果等の広報に努めていきます。 (P 37)

5. 氾濫時の対応に関するもの

(意見 5 - 1)

適切なハザードマップを作成してもらいたい。

現在、横浜市・川崎市において洪水ハザードマップを策定・公表しております。今後は必要に応じ、見直し等を実施していく予定です。

6. 啓発活動に関するもの

(意見 6 - 1)

貯留・浸透対策について、その効果についてPRして欲しい。

流域内における調整池の設置や浸透施設の設置による対策は大変重要な位置付けにあると考えております。これら対策による浸水被害軽減効果、有効性等について広くPRすることに努めます。

(意見 6 - 2)

下水道の役割について説明を要する。

住民の方々に下水道の役割（設置・管理・機能等）について、パンフレットやその他の様々な伝達手段を用いて広くPRしていくことに努めます。

(意見 6 - 3)

防災教育等を実施して欲しい。

関係機関連携のうえ、防災教育活動やその他計画全般、各対策についてのPRを積極的に実施してまいります。 (P 34)

7. モニタリングに関するもの

(意見 7 - 1)

事業の進捗状況等、モニタリングを適切に行い、公表して欲しい。

モニタリングについては適切に実施し、ホームページ等で公表します。また必要に応じて、鶴見川水委員会に確認し、意見・助言をいただくようにします。 (P 3 6)